

令和5年5月2日

保護者 様

上富良野町教育委員会教育長  
上富良野町立小中学校長

## 学校における新型コロナ対策について

新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日より感染症法に基づく位置づけが5類感染症に変更となります。

5類感染症への移行後においても、家庭との連携による健康状態の把握、換気の確保、手洗いや咳エチケットの対策は引き続き継続いたしますが、これ以外の特段の感染症対策を講じることは不要とされたことから、感染防止対策を一部見直すこととしますので、ご理解ご協力をお願いします。

なお、地域や学校において感染が流行している場合などには、学校の活動場面に応じて特別な措置を一時的に講じることも考えられますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

記

### 児童生徒等の健康状態の把握について

家庭との連携により児童生徒等の健康状態を把握することは重要ですが、現在、各学校に提出いただいている「健康観察カード」の取り組みは提出不要となります。

### マスクの着用について

学校教育活動においては、マスクの着用を求めません。なお、様々な事情等によりマスク着用が必要なお子さまもいらっしゃいますので、ご家庭で判断願います。また、マスクの有無により子供たちにトラブルがおきないように、ご家庭でもご指導をお願いします。

### 給食の対応について

学校給食の場面においては、「黙食」は行いません。

### 出席停止等について

- ① お子さまの感染が判明した場合には、出席停止となります。
- ② 出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。
- ③ 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ④ 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われません。このため、家族等が感染した場合にあっても、お子さまの感染が確認されていないときは、直ちに出席停止の対象となりません。
- ⑤ 同居家族に高齢者や基礎疾患がある、または、お子さまに基礎疾患があるなどの事情による感染の不安から学校を休ませたい場合について、状況によって欠席とならないこともありますので、学校にご相談ください。
- ⑥ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅での療養のご協力をお願いします。なお、療養期間中に新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した場合は、出席停止となりますので学校に連絡をお願いします。

### 学級閉鎖等の基準は

インフルエンザ等の感染症と同様の取り扱いとなります。

ご不明な点等がございましたら、在籍学校や教育委員会教育振興課学校教育班（電話45-6699）にお問い合わせいただくほか、文部科学省ホームページ等もご覧ください。